

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成19～28年度）

年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		6 8 7 (14)	7 0 3 (16)	7 1 3 (10)	7 3 0 (17)	7 3 7 (7)	7 4 9 (12)	7 6 4 (15)	7 8 0 (16)	7 9 8 (18)	8 2 3 (25)
Aランク	未満率 (%)	0.7	0.6	1.1	1.6	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2
	影響率 (%)	1.8	1.9	3.1	4.4	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5
Bランク	未満率 (%)	1.2	1.3	1.4	1.7	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6
	影響率 (%)	1.9	2.8	1.9	3.2	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6
Cランク	未満率 (%)	1.3	1.6	2.3	1.4	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0
	影響率 (%)	2.6	3.2	3.1	4.3	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6
Dランク	未満率 (%)	1.4	1.8	2.0	1.5	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5
	影響率 (%)	3.1	3.7	2.4	4.6	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1
計	未満率 (%)	1.1	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7
	影響率 (%)	2.2	2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1

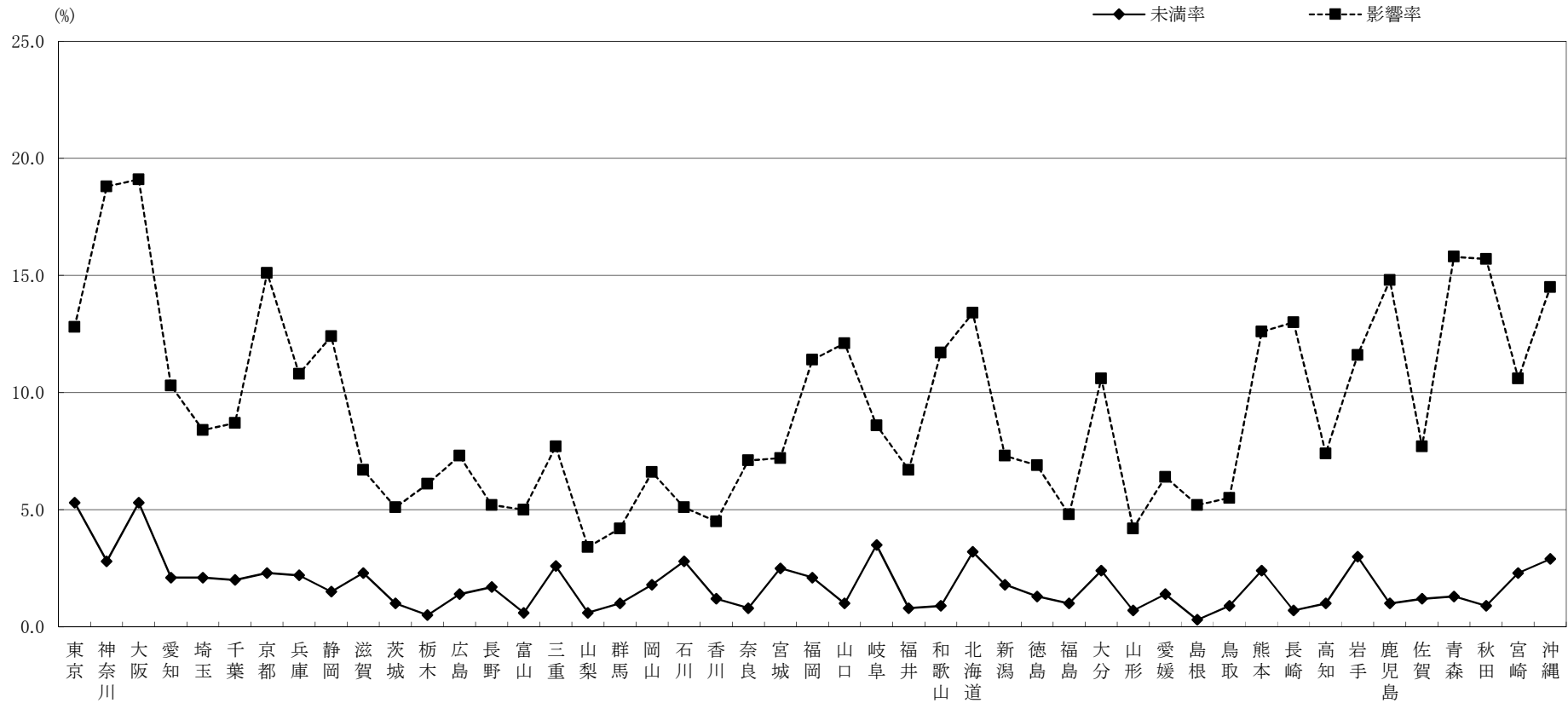
資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成19年度～平成28年度）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

(1) 都道府県別未満率と影響率(平成28年度)

未満率(全国平均) 2.7%

影響率(全国平均) 11.1%



資料出所 厚生労働省「平成28年最低賃金に関する基礎調査」
 (注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。